

救援の仕組み

避難住民や武力攻撃等の被災者に対し、県が主体となって、食品・生活必需品の提供や医療の提供を行います。

市は、日本赤十字社とともに県の救援措置の実施に協力します。



安否情報の収集・提供

国、県、市は行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の窓口を設け、安否情報の収集・整理や照会者へ提供を行います。

安否情報は、個人情報であることからその扱いについては十分な留意がなされます。



武力攻撃災害への対処

市は、国や県等の関係機関と一体となって、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、必要な措置を行います。

生活関連等施設
(鉄道など)
の安全確保

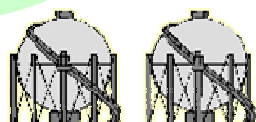


警戒区域の設定



住民が危険な場所
に入らないよう警戒区域を設定

危険物、高圧ガスなどの
取扱所における製造等の
禁止・制限



消防活動

消火、救急及び
救助の活動

